

電源開発株式会社「(仮称)西予樋原風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成30年4月27日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)西予樋原風力発電事業計画段階環境配慮書」について、電源開発株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場所 : 愛媛県西予市及び高知県高岡郡樋原町他
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出力 : 最大180,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成30年 2月 5日
環境大臣意見受理	平成30年 4月13日
経済産業大臣意見	平成30年 4月27日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、常泉
電話03-3501-1742(直通)

**電源開発株式会社
「（仮称）西予梼原風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見**

1. 総論

（1）対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地確認を含め必要な情報の収集・把握を適切に行い、風力発電設備等について実現可能な事業計画を検討するとともに、保安林等について関係機関と協議・調整した上で、改変を想定しない範囲を除外すること。また、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

（2）事業計画等の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（3）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することができるようにすること。

2. 各論

（1）騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（2）風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 水環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、河川源流部や沢筋等のほか、水道原水の取水地点及び森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された水源かん養保安林等が存在している。また、本事業は、最大50基の風力発電設備を山地の尾根沿いに設置する大規模なものであり、工事中の土砂や濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、沢筋等からの距離の確保に努めるとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ仮設沈砂池の設置等により土砂や濁水の流出等を最小限に抑えることで、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺ではクマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、サシバ、ハチクマ等の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 景観に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、主要な眺望点及び景観資源である「雨包山」等が存在しており、本事業の実施により、これら眺望点からの景観や景観資源に対する重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモニタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、重要な眺望景観については、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、当該施設の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域には、「雨包山」山頂付近の遊歩道、展望台、休憩所等が存在しており、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影及び景観変化等によるこれらの人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、これらの人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を原則回避すること。また、やむを得ず必要最小限の改変等を検討する場合には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。